

なりわい再建支援事業

(中小企業等「新グループ補助金」) 令和2年度予備費予算額 **275.7億円**

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨により大きな被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助します。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等が行う施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※1 本激基準適用等の一定の要件を満たす県

※2 過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす場合は一部定額補助

令和2年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

主な支援内容

- 中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行います。
- また、一定要件を満たす場合には、定額補助を行います（A類型は5億円、その他は1億円が上限）。

<A類型（熊本県）※県が復興事業計画を作成>

- ・ 補助上限額：15億円
- ・ 中小企業等：3/4（国1/2、県1/4）

<B類型（福岡県、大分県）>

- ・ 補助上限額：3億円
- ・ 中小企業等：3/4以内（国1/2、県1/4）

<C類型（山形県、長野県、岐阜県、島根県、佐賀県、鹿児島県）>

- ・ 補助上限額：3億円
- ・ 中小企業等：3/4以内（国3/8以内、県3/8以内）



※計画の提出・認定はA類型のみ



被災した工場・施設等の復旧支援

被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

令和2年度予備費予算額 **113.5億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業所数で全企業のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 令和2年7月豪雨により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、着実に事業再建に向けた取組を実施していく必要があります。
- そのため、令和2年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者による事業再建に向けた取組を支援します。

成果目標

- 被災した事業者の事業再建を支援し、約5,000者の事業再建を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

事業概要

- 被害を受けた小規模事業者の復旧・復興を推進するため、被災小規模事業者が作成する経営計画に基づく事業再建に向けた機械設備の購入費等を補助します。

補助対象者：令和2年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者

補助率：2/3

定額（一定の要件を満たす者）

補助上限額：

200万円（災害救助法が適用された県に所在する直接被災事業者）

100万円（災害救助法が適用された県に所在する間接被災事業者）

対象経費：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限額×申請者数）

事業イメージ

【飲食業の取組】

- ・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。



【食品製造業の取組】

- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



商店街災害復旧等事業

令和2年度予備費予算額 **2.9億円**

①② 中小企業庁 商業課
03-3501-1929
③ 中小企業庁 総務課
03-3501-1768

事業の内容

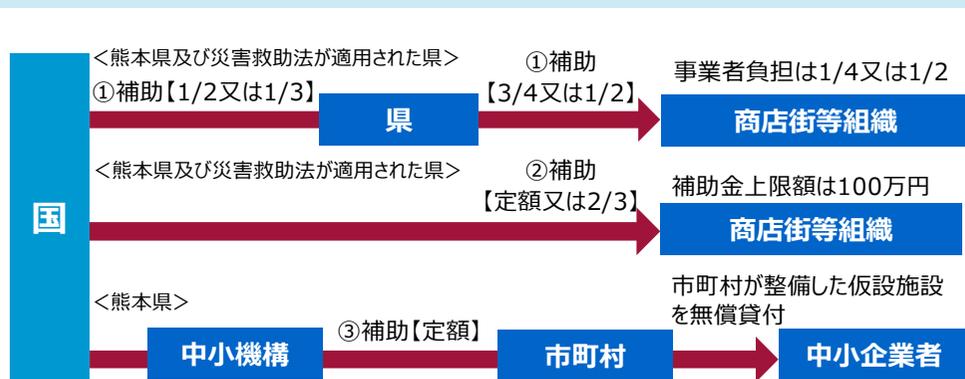
事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨に伴う災害による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させ地域の消費額を増大させることが重要です。このため、今般の災害の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用を支援します。
 - 豪雨の影響を大きく受けた商店街等※に対し、以下の事業にかかる費用を支援します。
 - ①被災したアーケードの改修、街路灯等の設備の改修等
 - ②商店街によるにぎわい創出事業
 - ③独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設整備支援事業
- ※①②の補助の対象は、商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等です。

成果目標

- 商店街の復旧を行い、商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※①、②は、特に被害の大きかった熊本県及び災害救助法が適用された県に所在する商店街等に限り、

※③は、特に被害の大きかった熊本県に限り、

※①は、令和2年7月豪雨に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

①アーケードの改修、共同施設の改修、街路灯等の設備の改修等

- 被災したアーケードの改修、街路灯等の設備の改修等にかかる費用を支援。



被災した様子

②商店街によるにぎわい創出事業

- 商店街等のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用を支援。



復興イベント・祭り

③独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設整備支援事業

- 被災した中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、仮施設整備事業に必要な費用を補助。



仮施設整備支援事業による仮施設の一例

石油製品販売業早期復旧支援事業

令和2年度予備費予算額 **1.7億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨により、SS（サービスステーション）において、計量機などの損壊等、深刻な被害が発生しました。
- 被災地域におけるSSは、被災者の生活再建や被災地域の復旧等に必要不可欠な燃料を供給する役割を担っており、これらを下支えする拠点として、SSの機能回復は喫緊の課題です。
- そのため、被災したSSにおける設備等の補修又は入替工事を支援します。

成果目標

- 被災したSSの早期復旧により、被災者の生活再建や被災地域の復旧等を下支えすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

SSの早期復旧支援

- 浸水や土砂流入により損壊した、計量機等が対象となります。



冠水被害を受けたSS（熊本県人吉市）



（左）水没したタンクローリー（熊本県人吉市） /
（右）SS敷地の一部が崩れ傾いた重油タンク（大分県九重町）

日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和2年度予備費予算額 **21.0億円** <うち財務省計上 **13.0億円**>

事業の内容

事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨により被災した中小企業者・小規模事業者の資金繰りを支援するために、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。
- 令和2年7月豪雨により直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業者・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫が「令和2年7月豪雨特別貸付」を創設し、事業の復旧等に必要な設備資金及び運転資金を長期・低利で融資します。

成果目標

- 被災した中小企業者・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

対象事業者

- ① 災害救助法が適用された県において直接被害を受けた事業者
- ② 直接被害事業者と直接取引があり業況が悪化している事業者
- ③ 風評被害等による影響を受けた事業者

支援内容

- ① 直接被害事業者（被害証明書が必要）
金利：基準利率（災害）から▲0.9%金利引き下げ
（▲0.9%の限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円）
※貸出後4年目以降及び限度額を超える分は▲0.5%
貸付限度額：中小事業 3億円（別枠）
国民事業 6,000万円（上乘せ）
- ② 間接被害事業者
金利：基準利率（災害）での貸付
貸付限度額：中小事業 3億円（別枠）
国民事業 6,000万円（上乘せ）
- ③ 風評被害事業者等
金利：基準利率での貸付
貸付限度額：中小事業 7.2億円（別枠）
国民事業 4,800万円（別枠）

基準利率（災害）：中小事業1.11%、国民事業1.36%
（担保の有無等に関わらず適用利率は一律）

基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.91%
（担保の有無等によって適用利率は変動）

※令和2年7月1日時点、貸付期間5年以内の標準的な利率

信用保証による資金繰り支援（令和2年7月豪雨関連）

令和2年度予備費予算額 **12.0億円** <うち財務省計上 9.0億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨により経営の安定に支障が生じている中小企業者・小規模事業者に対して、セーフティネット保証4号及び災害関係保証を通じた資金繰りの円滑化を図り、経営の安定や事業の再建を後押しします。
- このため、信用保証協会の損失の一部を補填するとともに、信用保険を行う日本政策金融公庫の財政基盤を強化することにより、信用保証協会による積極的な保証を促します。

成果目標

- 被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

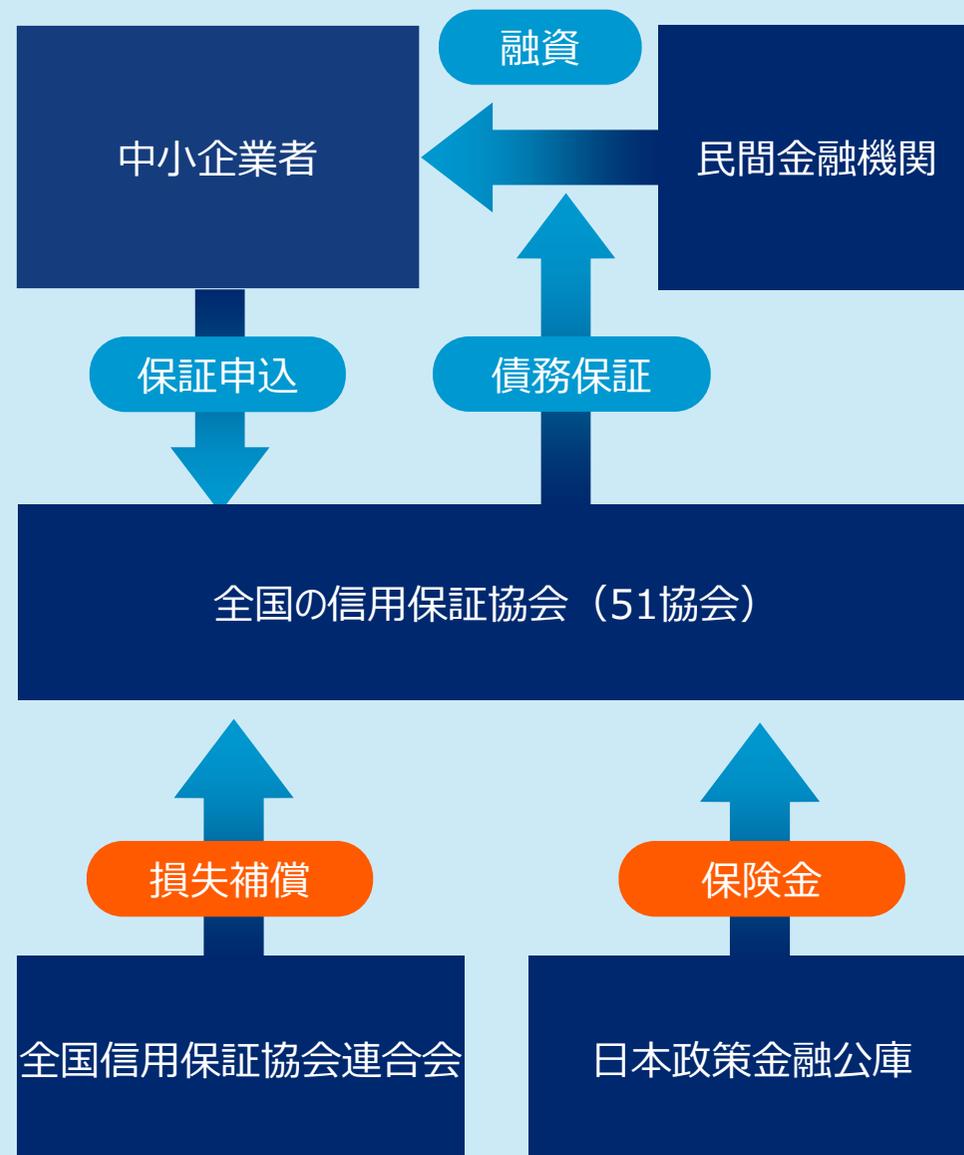
補助（3億円）【経産省計上】 損失補償



出資（9億円）【財務省計上】



事業イメージ



政府関係金融機関の運営に必要な経費（国民一般向け業務）

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036
※計上所管は財務省

- 令和2年7月豪雨災害マル経 令和2年予備費予算額 2.0億円（財務省計上）

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 令和2年7月豪雨により、被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害対応特枠として、以下の措置を実施します。
 - ①貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
 - ②貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から直接被害▲0.9%、間接被害▲0.5%引下げ(※)災害により直接又は間接的に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象です。

成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

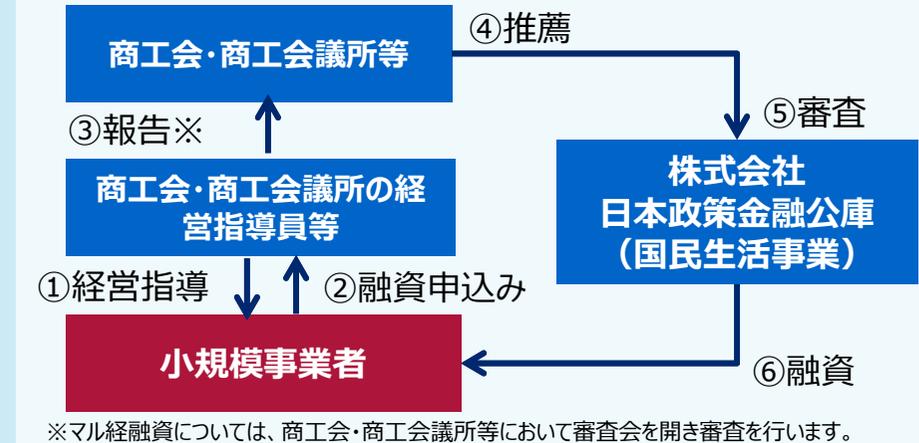
条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、①災害救助法が適用された県に所在し、直接被害を受けた小規模事業者、②災害救助法が適用された県で直接被害を受けた事業者（大企業も含む）に相当程度依存している間接被害を受けた小規模事業者です。



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

<災害対応特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：令和2年7月1日現在
0.31%（直接被害）、0.71%（間接被害）※当初3年間
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること
※直接被害の場合は、罹災証明書が必要。（状況により事後提出可）
※間接被害の場合は、商工会・商工会議所等が発行する被害証明書が必要。

<本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：令和2年7月1日現在 1.21%
（貸付期間、据置期間、担保等は災害対応特枠と同じ）